長野労発基1022第１号
国関整建一産第７０８６号
令和８年10月22日

主要民間団体の長　殿

長野労働局長
関東地方整備局長
（公印省略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和６年４月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和６年に「第三次担い手３法」が成立したところです。これらのうち、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 49 号。以下「改正法」という。）については、段階的な施行を経て、令和７年 12 月 12 日に全面施行されました。

長野労働局と関東地方整備局では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススメ」や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」等（別紙１）を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記サイト等を周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1　建設労働者の長時間労働の改善に向けた適正な工期設定について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休２日をはじめとして魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進することが不可欠です。

建設労働者の長時間労働改善に向けて、改正法の全面施行により、注文者に対して、工期等について見積りを尊重する努力義務が課せられました。見積りの確認に当たっては、令和６年３月 27 日に改定された「工期に関する基準」を踏まえ、受注者からの見積りに基づきながら、週休２日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期が設定されるよう御協力をお願いいたします。

上限規制を遵守した適正な工期の設定という観点においては、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働によって、作業が特定の期間に集中する可能性があることや、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることにも御配慮ください。

また、「工期に関する基準」においては、発注者の果たすべき責務として、民間工事に関し、工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められているほか、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議の上で、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結することが求められております。

なお、令和６年 12 月の改正法の施行により、資材価格の高騰や労務の供給不足等があった際の工期等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における工期変更に関する協議を円滑化させるための新ルールが設けられております。工期等の変更に係る条項の具体的な中身については、令和７年 12 月２日の建設工事標準請負契約約款等の改正により新たに規定された内容を御確認ください。

以上を踏まえて、受注者から契約締結前又は変更契約が必要となる際に、上限規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出された場合には、その内容を確認し、尊重していただきますようお願いします。（別添１、別添１－２長野版）

２　建設労働者の処遇改善について

令和８年 10 月２日から長野県最低賃金が時間額 1,117 円に引き上げられましたが、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げへの取組が必要です。（別紙２）

そのためにも、今般、改正法の施行により中央建設業審議会が作成・勧告する「労務費に関する基準」等に基づき、請負契約において賃金の原資となる労務費を適正に確保いただくようお願いいたします。また、改正法の全面施行により、受注者から提出された見積書に対して、労務費等が著しく低くなるような見積りの変更依頼をすることも禁じられていることから、こちらについても遵守をお願いします。

加えて、引き続き受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。受発注者間での価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。価格転嫁については、上記１のとおり、令和６年 12 月の改正法の施行により、資材価格の高騰等があった際の請負代金等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における価格転嫁に関する協議の円滑化に向けた新ルールが設けられ、令和７年 12 月２日には建設工事標準請負契約約款等が改正され、契約変更請求ができるケースが拡充されるなど新たに規定が追加されたところです。

つきましては、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、適正な請負代金となるよう「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保やその行き渡りに加え、市場での取引価格を反映させた原材料費、エネルギーコスト等の設定に御協力をお願いいたします。併せて、資材費等の変動があった場合の請負代金の変更に係る条項を適切に設定いただくとともに、それに基づいて受注者から請負金額の変更の協議の申出があった場合には、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。（別添２、別紙２－２長野版）

３　建設労働者の労働災害防止について

（１）労働安全衛生法の改正等

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、長野労働局管内の労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあり（令和７年の労働災害による死亡者数は全産業 11 名中、建設業で４名）、引き続き労働災害防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第３条第３項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、令和７年５月の労働安全衛生法の改正により、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者等についても、労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められ、令和７年５月 14 日（公布日）から段階的に施行されています。（別紙２）

これにより、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること、また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であることとされております。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であることとされております。

さらに、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであることとされております。

（２）熱中症の重篤化防止

長野労働局管内の職場における熱中症による休業４日以上の死傷者数についても、建設業が多い状況にあり（令和７年の職場における熱中症による休業４日以上の死傷者数は全産業 35 名中、建設業で３名（死亡者数は０名））、令和７年６月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、事業者に対し、熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備や熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業者への周知を行うことが義務付けられました。また、令和８年３月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が作成され、同ガイドラインの周知・指導を行っており、熱中症予防対策の取組をより一層徹底しております。（別紙２）

このように、熱中症の重篤化防止のための取組をお願いいたします。

（３）工期に関する基準等

「工期に関する基準」において、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、

安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額が設定されるよう、また、工期に労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう、御協力をお願いいたします。

なお、猛暑に対処するための支援として、国土交通省において、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援するメニューとして「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を取りまとめています。本資料も参考に、猛暑環境下における安全及び健康の確保に必要な期間や経費の必要性についてより一層の御理解をお願いいたします。関東地方整備局ＨＰにおいて、熱中症特設サイトを設けて、熱中症対策に関する取り組みや、関係法令、ガイドラインを掲載しておりますので、参考に御覧ください。また、安全衛生経費については、令和５年８月に各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和６年３月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これに加えて改正法により、安全衛生経費が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条に基づく見積書における内容明示の対象とされたところ、上記２に示す「労務費に関する基準」における安全衛生経費に係る考え方も踏まえつつ、元請から下請事業者まで安全衛生経費が適切に確保されるよう御協力をお願いいたします。（別添３）

4　建設事業主に対する助成金制度の周知、利用促進等について

建設事業主が建設労働者の雇用環境の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組みを行った場合、費用の一部の助成を受けることができる制度がありますので、関係建設事業主に対する各種助成金制度の周知や利用促進等について、御協力をお願いいたします。（別添４長野版）

別紙1

1　特設サイト　「はたらきかたススメ」

この特設サイトでは、建設業従事者、トラック･バス･タクシードライバー、医師の動画コンテンツ等を公開しております。



動画　はたらきかたススメ ver　2（建設業編）

https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ

2　建設事業者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

このポータルサイトには、建設業で働く方に適用されている時間外労働の上限規制をはじめとした労働時間法制について解説を掲載しています。また、担い手３法など、建設工事を発注される方々に知っていただきたい情報も発信しています。



https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/

3　長野労働局ホームページ

長野労働局ホームページに、働き方改革に関する情報の記事を掲載しています。

（トップページ内）



（長野県建設業関係働き方改革推進協議会作成リーフレット掲載ページ）



https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/newpage_00452.html

別紙２

4　最低賃金の改定



https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou.html#naganoken

5　労働安全衛生法の改正



東京労働局ホームページ

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/a-hotetu_00003.html

6　熱中症の重篤化防止

長野労働局ホームページ　熱中症防止対策





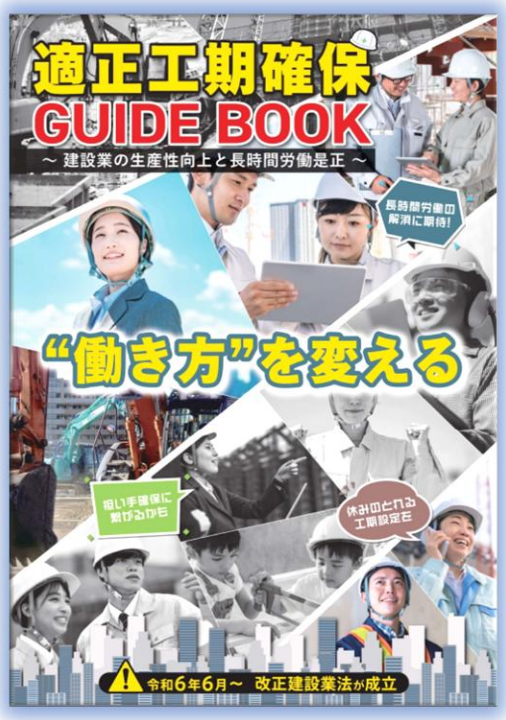
https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html

建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内 別添１
建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆工期に関する基準とは
適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項の例
降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休２日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素　等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先ＱＲコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

1. **建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善**
2. **建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保**

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、**「地域の守り手」**として将来にわたって**国民の皆様の安心・安全を守り**続けられる**持続可能な産業**となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局　茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県　建設業許可部局

R8.5

別添1－2 長野版

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定を、持続可能な取引の好機にしましょう！

適正な工期設定はなぜ必要？

1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善

2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

▼

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

☑ 受注者が**時間外労働規制を遵守**できる工期設定に協力すること

受注者から提出された適正な工期による見積りを尊重してください

☑ **工期延長等の契約条件変更**等について受発注者間で協議すること

契約工期での施工が困難な場合など、適切に変更協議に応じてください

☑ 契約締結において**安全と健康確保に必要な経費**を確保すること

☑ 建設資材価格高騰を踏まえた**適切な価格転嫁**に対応すること

詳しくはこちら⇒ 適正工期確保ガイドブック

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

工事契約の締結の際は「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法　第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第１項　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第２項　建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第２項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月12日施行）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！



1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	猛暑日(夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整 ※2	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済　△:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映　－:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

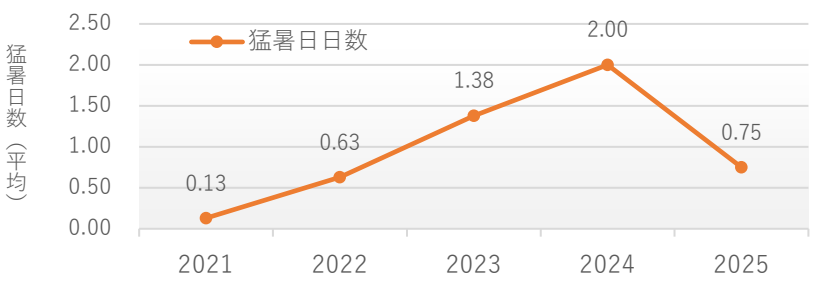
工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
施 工 ※4,5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1 日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1 日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休２日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間における長野県（長野地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、**WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動**するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、**WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止**するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋

別添２

発注者のみなさまへ

国土交通省

労務費に関する基準がスタート

令和７年12月より新ルールが導入



適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため**令和７年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入**されます。

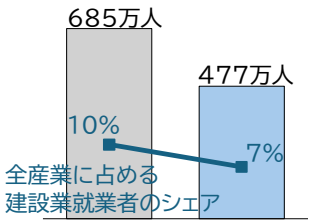


詳しくはコチラをご覧下さい

▶ 担い手確保に向けた課題

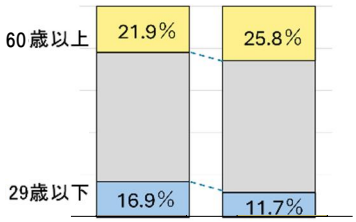
◎建設業では、中長期的な担い手不足が深刻化しています。このままでは、近い将来、皆さんが建設工事の発注を考えた際に、受注できる会社がいなくなってしまうという事態の発生が強く危惧されています。建設業が若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった就労環境を改善することが大きな課題となっています。

〈図 1〉 建設業の就業者数



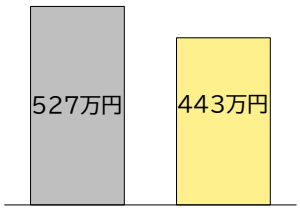
出典：総務省「労働力調査」（令和6年）をもとに国土交通省で作成

〈図 2〉 就業者の年齢層



出典：総務省「労働力調査」

〈図 3〉 建設業の賃金（年間）



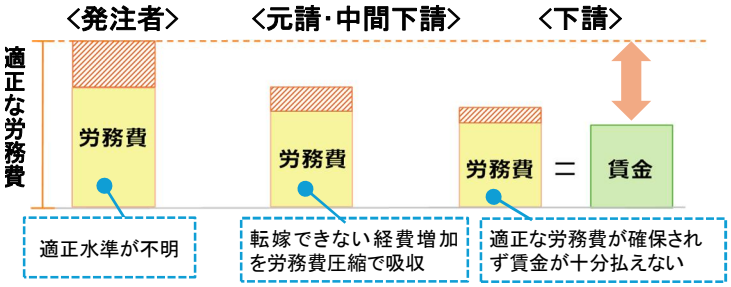
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※賃金は「生産労働者」の値

▶ 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費（職人に支払われるべき賃金の原資）の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況があったことを踏まえ、改正建設業法により、令和７年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

〈図 4〉 これまでの労務費の行き渡りイメージ



新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払を行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

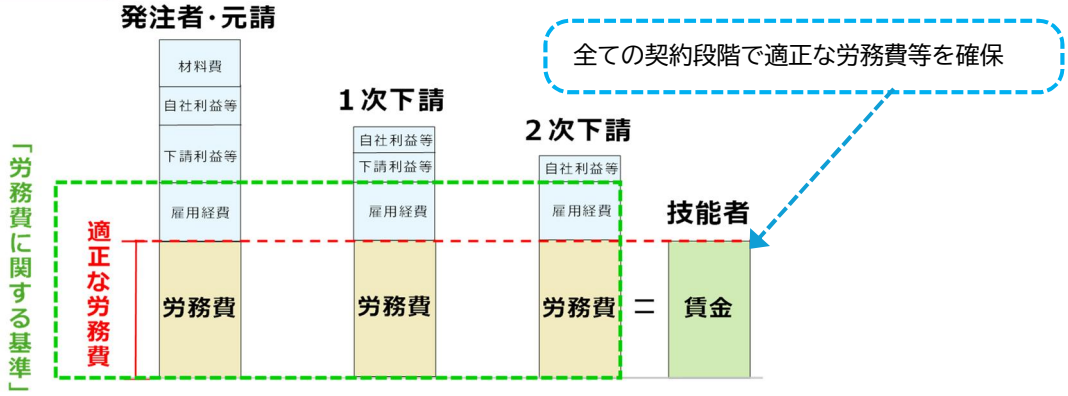
●建設業者に対し、労働者の適正な処遇確保を努力義務化（第 25 条の 27）

●中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示（第 34 条第2項）

●労務費の基準値は単位施工量あたりの労務費として示すことを基本とし、労務単価について適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

適正な労務費＝労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位当たり施工量）

労務費に関する基準（令和７年１２月２日　中央建設業審議会決定）



●適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等[※1]による見積りや見積り変更依頼を禁止（第 20 条第2項、第6項）

●総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の3第2項）

（参考）「工期に関する基準」の概要

令和６年３月２７日　中央建設業審議会決定）

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定

Ⅰ.工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請　等

Ⅱ.工程別に考慮すべき事項

準備	施工（基礎、土、躯体、設備、仕上　等）	後片付け

（例）資機材の調達 → （例）想定外の地中障害物 → （例）養生期間 → （例）受電時期 → （例）完了検査

Ⅲ.その他考慮すべき事項

・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野　等）　等

契約 ～ 完成

●著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の5第2項）

(!) 違反した建設業者は指導・監督/発注者[※2]は勧告・公表の対象（第 41 条第1項等、第 19 条の6）

※1　材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2　適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等※を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者（民間発注者含む）には勧告・公表が行われることがあります。

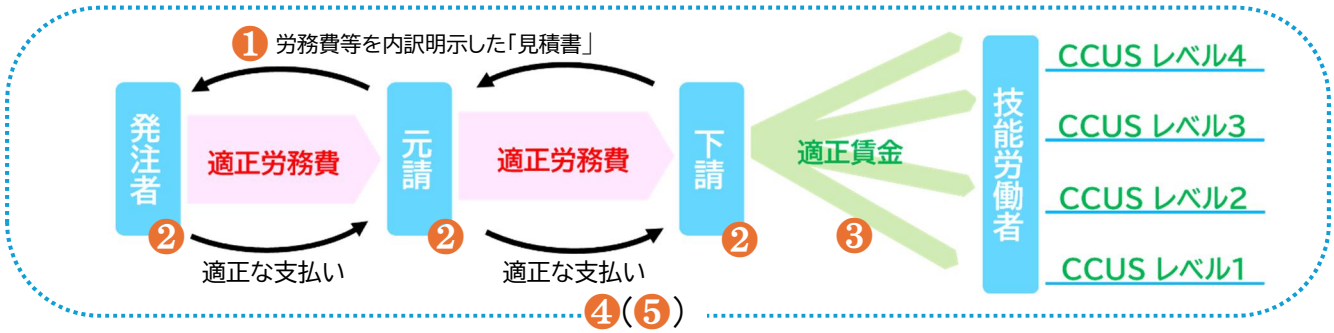
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

	発注者・注文者	受注者
見積段階	「見積書」を考慮 ◀…… 通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止 **違反した場合** 発注者／国土交通大臣等から勧告・公表	労務費等を内訳明示した「見積書」の作成 通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止 **違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督
契約段階	取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止	正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止
	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止
	違反した場合 発注者※1／国土交通大臣等から勧告・公表 建設業者／公正取引委員会からの措置請求※2 ／国土交通大臣等から指導・監督※3	**違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督

※1「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。



❶見積書の交付促進	労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。 ※注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積を考慮・尊重してください。
❷自主宣言制度	技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善や CCUS 活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
❸適正な賃金支払い	CCUS レベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
❹行き渡りの確認	労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
❺公共工事（労務費ダンピング調査）	現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

関係者のみなさまへ

～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～



担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和７年12月から新ルールが適用されています。**現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。**

発注者のみなさまへ

◎工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください

◎提出された見積書に対し、**労務費等※が著しく低くなる**ような見積り**変更依頼はしない**でください
（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※　材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

全ての関係者のみなさまへ

◎建設企業においては、技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS 能力評価**の受検、**CCUS レベル別年収**水準での賃金支払いを推進してください

◎「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎**書面での請負契約**締結を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費（賃金の原資）確保に併せて、**適正な工期**を確保してください
（通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています）

このほか、『労務費に関する基準』についてはこちらに記載しています
（https://roumuhi.mlit.go.jp/）

別添２－２ 長野版

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「労務費に関する基準」を踏まえた請負契約の価格交渉・契約締結をしましょう！

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のために、建設業法等が改正され、令和7年12月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

建設工事の発注にあたっては、以下のルールを遵守して取引していただくようお願いします。

○建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるよう、賃上げにより担い手の処遇を改善すること

○発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換すること

☑ 工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

☑ 提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

☑ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

☑ 技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

詳しくはこちら⇒ 改正建設業法　第三次担い手三法

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

民間発注者の皆様へ



民間工事の発注者として「安全衛生経費」の確保を！

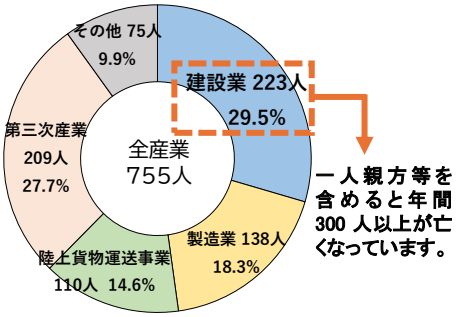
●大規模施設や再開発工事を発注する際、施工のスムーズな進行や高品質な構造物だけでなく、現場で働く作業員の安全を確保することが重要です。安全な施工環境の確立には、「安全衛生経費」の適正な計上が欠かせません。

労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023 年には建設業での死亡事故が223件となっています※。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求める指針を示しています。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

【業種別死亡災害発生状況(2023 年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

- **仮設設備の費用**
 （足場や転落防止ネットの設置）
- **保護具の費用**
 ①保護帽
 ②墜落制止用器具(胴ベルト型)
 ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
 ④保護眼鏡
 ⑤保護手袋
 ⑥安全靴
 ⑦安全チョッキ
 ⑧防塵・防毒マスク
 ⑨フィルター
 ⑩耳栓

- **労働者への安全衛生教育費用**
 ①雇い入れ時教育
 ②送り出し教育の受講
 ③新規入場者教育の受講
 ④安全衛生協議会・職長会への参加
 ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
 ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
 ⑦職長・安全衛生責任者教育
 ⑧足場組立て等特別教育
 ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
 ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
 ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ 10m 未満)
 ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
 ⑬フォークリフト運転技能講習
 ⑭玉掛け技能講習

請負代金への安全衛生経費の適切な反映

安全衛生経費は、建設業法第 19 条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要なものです。また、労働安全衛生法第3条3項では、発注者の責務として「安全で衛生的な作業のため配慮しなければならないこと」を規定しており、具体的には、工費の積算において安全衛生を確保するために十分必要な経費を見込むこと等が考えられます。

発注者の皆さまは、請負代金への安全衛生経費の適切な反映をお願いします。

安全衛生経費を確保する必要性

工事の安全性向上 十分な安全対策が講じられ、作業員の安心感が高まります。

企業の信頼性向上 発注者としての社会的責任を果たし、信頼性とブランド価値の向上につながります。

工事の品質向上 安全な環境下では、工事の進行がスムーズで品質も安定します。

コンプライアンス徹底 「建設業法」や「労働安全衛生法」に則り、法令遵守を徹底した施工が行われます。

民間発注者としての安全推進のポイント

現場での適正な運用の徹底に向けて、以下の取り組みを推進してください。

安全衛生経費の適切な反映 安全衛生対策が実施できるようにするため、請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているか確認しましょう。

発注契約時の説明強化 契約時、元請に安全衛生経費の重要性を説明し、元下間で「確認表」や「標準見積書」が作成されるよう促すとともに、下請まで確実に経費が支払われるよう理解を共有しましょう。

施工条件の変化への対応 途中で施工条件が変化した場合には、工期や経費についても適確に契約変更し、安全衛生対策に支障が出ないようにしましょう。

「安全を守る投資」を通じて、持続可能で信頼されるプロジェクト実施に向けたご協力をお願いいたします。

詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)

国土交通省　厚生労働省

【建設事業主の助成金活用事例をご紹介します！】

生産性の向上や担い手の確保等を目的に
職場のアップデートを進め、助成金を活用してください

①取組み事例・きっかけ：
採用した社員に職務に関連した知識・技能を習得させたい。
玉掛けやフォークリフト等の資格を取得させたい。



②具体的内容：
・職場で必要な専門知識・基本と応用技術・技能を習得できる職業訓練校へ通わせる。
・資格取得が可能な技能講習を受講させる。
・習得した技術・技能を実践・応用できる人材を育成する。



③効果：
・実務に活かせるような知識・技能を習得できたことで、業務の幅が広がり、生産性も向上した。
・資格取得により労働者の資質向上やモチベーションアップにつながることができた。

④助成金の手続き：
人材開発支援助成金は、雇用している労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練の経費や訓練期間中の賃金を一部助成する制度です。
この助成金のご活用にあたっては、実行前に計画届の提出が必要です。
余裕を持って担当窓口にご相談ください。
👉【長野労働局職業安定部訓練課】電話：026-226-0862

※人材開発支援助成金には全業種向けの他に、建設労働者関係のコースもあります。（裏面）

この他、建設業（労働者3人）において**業務改善助成金**を活用した事例【古いタイヤショベルを更新したことで作業効率が向上し、職場内最低賃金の90円アップを達成】などもあります。
詳しくは、**長野働き方改革推進支援センター**（電話：**0120-088-703**）にお問合せください。電話相談や専門家派遣による相談は、**無料**です。

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部
関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主向け助成コース一覧 （令和８年度）

※全業種向けの助成金もご活用ください（裏面参照）

トライアル雇用助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース	35歳未満の若年者または女性を対象に試用雇用を行った場合	1人あたり４万円／月×３か月（トライアル雇用助成金の上乗せ）

人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主 対象経費の３／５＜３／20＞ 中小建設事業主以外 対象経費の９／20＜３／20＞など
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	女性専用の作業員施設を整備した場合	女性専用作業員施設 対象経費の３／５＜３／20＞
	作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を整備した場合（石川県）	作業員宿舎 建設労働者の数×25万円 作業員施設・賃貸住宅 対象経費の２／３
建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業）	建設キャリアアップシステムを活用して雇用管理改善の取組を行った場合	算定対象となる技能者の数×16万円

人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	経費助成 対象経費の１／６
	建設労働者に対して認定訓練を受講させた場合	経費助成 3,800円／人日＜1,000円／人日＞
建設労働者技能実習コース	若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主（20人以下） 経費助成：３／４＜３／20＞ 賃金助成：9,500円／人日 ＜2,000円／人日＞ 中小建設事業主（21人以上） 経費助成：７／10＜３／20＞ 賃金助成：8,550円／人日 ＜1,750円／人日＞など

＜＞は賃金要件、資格等手当要件を満たした場合の増額分です。
助成額は100円未満切り捨てとなります。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧いただくか、長野労働局へお問合せください。

建設事業主等に対する助成金　検索

厚生労働省　長野労働局・ハローワーク